

弘前市子ども・子育て支援事業計画について(事業概要)

1. 教育・保育

○ 概要

小学校就学前の児童の教育又は保育を希望する場合、次の3つの認定区分により、教育・保育施設等が利用できます。

認定区分		区域	内容	教育・保育施設等
教育を希望する児童	1号認定 2号認定 (教育コース)	市全域	子どもが3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する場合。 子どもが3歳以上で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当するが、幼稚園等で教育を希望する場合。	幼稚園 認定こども園
保育を希望する児童	2号認定	中央 南西 北西 石川	子どもが3歳以上で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。	保育所 認定こども園 地域型保育事業
	3号認定	中央 南西 北西 石川	子どもが満3歳未満で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。	

※弘前市では、現在、地域型保育事業の実施はなし

2. 地域子ども・子育て支援事業

○ 概要

18の子育て支援事業について、地域住民の多様なニーズを把握した上で、必要な支援を計画的に行います。

事業名	区域	事業内容	実施の有無 (予定含)
① 利用者支援事業	市全域	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。 令和元年度より「ひろさき子育て世代包括支援センター」として事業を実施しています。	有
② 地域子育て支援拠点事業	市全域	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	有
③ 妊婦健康診査事業	市全域	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。	有

事業名		区域	事業内容	実施の有無 (予定含)
④乳児家庭全戸訪問事業		市全域	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	有
⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業		市全域	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。 その他要保護児童の支援に資する事業は、要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。	有 (R2.4～)
⑥子育て短期支援事業	ショートステイ	市全域	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業。	有
	トワイライトステイ	市全域	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業。	有
⑦ファミリー・サポート・センター事業		市全域	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	無
⑧一時預かり事業	幼稚園等	市全域	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。	有
	保育所等	市全域		
⑨延長保育事業		中央 南 西 北 西 石 川	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業。	有
⑩病児・病後児保育事業		市全域	病児対応型は、児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。 病後児対応型は、児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。	有
⑪放課後児童健全育成事業		市全域	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。	有
⑫実費徴収に伴う補足給付事業		市全域	保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。	無
			幼稚園(確認を受けない幼稚園)における低所得者等の子どもの食材費(副食費)を助成する事業。	有
⑬多様な主体の参入促進・能力活用事業		市全域	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。	無

事業名	区域	事業内容	実施の有無 (予定含)
⑭ 子育て世帯訪問支援事業	市全域	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。	有
⑮ 妊婦等包括相談支援事業	市全域	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業。	有
⑯ 児童育成支援拠点事業	市全域	養育環境に課題を抱え居場所のない児童への居場所の提供、生活・学習・食事等の包括的支援を実施し、併せて家庭状況のアセスメントと関係機関へのつなぎを行い、虐待防止と子どもの健全育成を図る事業。	無
⑰ 親子関係形成支援事業	市全域	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業。	有
⑱ 産後ケア事業	市全域	分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所、その他自治体が設置する場所等又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となって、母子に対して、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業。	有